



議会による「診療所への役場移転案」についてのご報告

昨年 10 月、新体制となった村議会は、王滝村の未来を左右する最重要課題である「中学校への役場移転案」について、再検証する方向で話し合いを始めました。村内各施設の現地視察や、役場・教育委員会へのヒアリングを重ねた結果、議会として独自の「診療所への役場移転案」を政策提言として取りまとめる方針を決定いたしました。

策定にあたっては、長野県各部局から多角的なアドバイスを頂くとともに、村の将来を担う中堅職員の皆様とも意見交換を行い、様々な声を反映させるよう努めました。これらを経て、議会の総意を盛り込んだ「政策提言書」を完成させ、去る 2 月 5 日、正式に村長へ提出いたしました。

村民の皆様には、事前の情報公開ができず唐突な印象を与えてしまったかと思います。重要政策の性質上、村長への提出を優先いたしましたこと何卒ご容赦ください。

2 月 26 日には、役場主催の移転説明会が開催されました。質疑応答では移転先の優劣よりも、「休校中の中学校の扱い」や「診療所の移転先となる保健センター」に関する切実なご意見を多く頂きました。役場移転が及ぼす影響の大きさを、議会としても改めて痛感しております。

特に中学校の扱いについての児童生徒の保護者の方の怒りには、改めて考えさせられることが多かったです。児童生徒への配慮に欠ける「学校施設の目的外利用」への怒り、「少子化対策に逆行する中学校の実質廃校」への怒りなど。議会としても「休校中の中学校に役場が移転するのはいかなものか」という考え方が診療所案の出発点ですが、保護者の方のこうしたご意見は真摯に受け止めなければならないことばかりです。

また、保健センターについては、医療施設としての構造的な課題や容量不足が主な懸念として示されました。これらは、設計の工夫や過疎債の適切な運用、さらには保健センターにこだわらず、別の場所での新築も視野に入れることで、十分に解決可能な課題であると考えております。

現在、王滝村の財政調整基金（貯金）残高は約 11 億 5 千万円ですが、令和 6 年度から減少に転じております。現行のまま、村の全施設の運営を続ければ、基金は億単位で減り続けるという厳しい財政シミュレーションが出ています。過去の延長線上にはない局面（フェーズ）を迎えつつあります。役場や村営施設の移転整備費用には出来るだけ補助金を利用し、村営施設や事業を適切な規模で再構築し、村の財政を安定させる道を探るべき時期にきています。

人口減少や少子化、学校教育、防災、施設維持、そして村の財政など、解決すべき課題は山積しております。村民の皆様におかれましても、この機会に王滝村の未来について、共に深く考察を巡らせていただけたら幸いです。

先日、令和 8 年 2 月 26 日に役場主催による役場庁舎移転住民説明会が開催されました。

50 名を超える村民の皆さんの参加をいただきありがとうございました。

役場より、役場庁舎整備の必要性、中学校棟の活用案、役場機能の診療所への移転についての説明をしていただきました。

質疑・応答では、皆さんの立場の違いから出る意見、想い、考え方などご意見いただきありがとうございます。

「診療所への役場移転案」の詳しい資料は役場にて配布しております

議会だより号外は 3 月 16 日の回状でも全戸配布します。

「役場の診療所への移転案」に対する Q&A

Q:なぜ中学校への役場移転には反対(再検証が必要)なのですか?

A:単に「空いているから使う」という効率優先の発想は、あまりに早計です。現在、王滝村には未来を担う小中学生が存在しています。役場の移転による実質廃校という流れは、子供たちにとって「自分たちの居場所が村から奪われる」という、極めて否定的なメッセージになりかねません。これは子育て世代への信頼を損なう重大な問題です。

このような村の根幹に関わる施策には、細心の注意と丁寧な合意形成が不可欠です。拙速、かつ既定路線のような進め方は、結果として若い世代の失望を招き、村の未来を危うくすると危惧しています。

Q:中学校はどうするのですか

A:災害時の応援要員のバックスペースとして活用します。中学校の3教室およびコンピューター室を応援要員の待機・活動拠点として割り振ります。また災害の規模や種類によっては、住民の避難場所にすることも想定します(学校体育館に比べて居住性が、かなり良好であると考えられます)。

学校教育の将来的な在り方については、本件とは切り離し、別途深く議論を重ねる必要があるため、中学校は当面の間、休校状態を継続することが望ましいと考えております。

Q:なぜ「診療所への移転案」では補助金が活用できるのですか?

A: 現在、国が自治体に強く求めているのは、「過疎対策」と、「防災対策」です。議会の提言した「診療所への移転案」は、これら国の方針を最大限に汲み取った内容となっています。国の重点施策に合致した事業には、手厚い財政支援(補助金や交付金)が用意されています。一方で、単なる「役場庁舎の新築や改修のみ」を目的とした補助金は、残念ながら存在しません。国の制度を賢く活用し、村の持ち出しを最小限に抑えながら施設を再整備することが、今の王滝村には不可欠だと考えております。

**Q:診療所の移転先は、必ず「保健センター」
でなければならないのですか?**

A: 最もコストを抑えられるのは保健センターへの移転ですが、私たちは「コスト効率」だけが正解ではないと考えています。例えば「歯科のみを保健センターへ組み込み、内科は新築する」案や、「内科・歯科ともに別場所に新築する」案なども検討に値します。

仮に「内科・歯科ともに新築」とした場合でも、過疎債を活用すれば、村の実質的な負担増は最大でも 2,000 万円程度に抑えられる試算です。保健センターの機能維持や利用者の利便性を最優先し、専門業者の知見も取り入れながら、村民の皆様にとって「最善の形」を導き出せばよいと考えております。

**Q:もし、村の中学校への移転案がそのまま
採用された場合議会はどう対応しますか？**

A: 最終的に村としての意思決定がなされた場合には、その決定を尊重いたします。議会の本来の役割は、行政の執行を厳しくチェックすることですが、一度方針が決まった以上は、政策を円滑に進めるために必要な協力やお手伝いも惜しみません。私たちの願いは、「王滝村の未来がより良くなること」です。どのような結論になろうとも、村のために最善を尽くす所存です。

【議会だより第 171 号の記事について】

議会だより第 171 号の記事の中に一部誤解をまねきかねない内容がありました。

小谷洋子議員の一般質問のなかの、「地域おこし協力隊・集落支援員の活動実態」の記事の中で「それぞれの隊員が受け取れる金額は約 500 万円／年（総務省より支給）である。」とあります。

地域おこし協力隊の受け入れにあたっては、総務省より地域おこし協力隊に取り組む自治体に対して特別交付税が処置されます。特別交付税は地方交付税に入り一般会計の歳入に含まれます。

この特別交付税のなかに隊員の報酬・活動費等も含まれています。報酬には、毎月の報酬、賞与（期末勤勉手当）。活動費等には、共済費（社会保険、健康保険など）、活動費（消耗品、備品購入費など）が含まれます。よって役場より隊員の報酬・活動費等含め予算ベースで、令和 7 年度では 1 人あたり 500 万円を上限に予算が建てられています。1 人あたり活動費等含め上限 500 万円を目安とするものです。

と補足いたします。

発行／王滝村村議会

編集／議会だより編集特別委員会

長野県木曽郡王滝村 3623／（電）0264-48-2001